

様式第6号(第17条)

会 議 録

会議の名称		2019年第12回春日部市農業委員会総会			
開催日時		令和元年12月25日(水)		開 会	午前10時00分
				閉 会	午前11時15分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室			
議長氏名		会長職務代理 小川 利雄			
出席者	農業委員	(出席人数：17人)			
		1	川鍋 信一	11	伊藤 弘子
		2	齋藤 千松	12	横井 貞夫
		3	鈴木 宏	13	折原 みち子
		4	水口 健二	14	前島 喜一
		5	小川 利雄		
		6	高橋 公彦	16	内田 高由
		7	萩原 勝	17	小久保 静夫
		8	星野 治三郎	18	市川 大倫
		9	渡邊 幸夫		
		10	山崎 勇喜		
	(欠席人数：2人)				
	15	小澤 治夫	19	齋藤 敏夫	
	事務局	(出席人数：5人)			
農業委員会事務局長 関口 信義		農業委員会事務局次長 金子 昌行			
農地振興担当主幹 藤浪 一夫		農地振興担当主査 中澤 ますみ			
農地振興担当主事 加藤 祐一					
市長部局	(出席人数：2人)				
	環境経済部農業振興課課長 福井 聖士		都市整備部開発調整課長 内藤 晋吾		
農地利用最適化 推進委員	新井 武、島田 定夫、金重 一夫、野村 三男、横川 浩之				

次第及び公開、一部公開、非公開の区分	議案第1号農地法第3条（委員会）：公開 議案第2号農地法第4条（知事）：公開 議案第3号農地法第5条（知事）：公開 議案第4号租税特別措置法適格者証明：公開 議案第5号生産緑地法従事者証明：公開 議案第6号春日部市農用地利用集積計画の決定：公開								
一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配布資料	次第、議案書、案内図・詳細図、農地法第3条調査書								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1" data-bbox="453 981 1441 1283"> <thead> <tr> <th data-bbox="453 981 628 1055">議席番号</th> <th data-bbox="628 981 1441 1055">委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="453 1055 628 1128">6</td> <td data-bbox="628 1055 1441 1128">高橋 公彦</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1128 628 1202">7</td> <td data-bbox="628 1128 1441 1202">萩原 勝</td> </tr> <tr> <td data-bbox="453 1202 628 1283">8</td> <td data-bbox="628 1202 1441 1283">星野 治三郎</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	6	高橋 公彦	7	萩原 勝	8	星野 治三郎
議席番号	委員氏名								
6	高橋 公彦								
7	萩原 勝								
8	星野 治三郎								

発 言 者	発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>開会（午前10時00分）</p> <p>ただ今から2019年第12回総会を開会いたします。本日は齋藤会長が欠席ですので、代わりに私が議長を務めます。また、本日は2名が欠席です。在任委員17名が、出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条により総会は成立いたします。次に、運営委員会についてご報告いたします。</p>
運営委員長	<p>本日の総会前の運営委員会におきまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地の取得斡旋について (2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（中間管理権の取得） (3) 農用地利用配分計画に関する意見について (4) 春日部市農用地利用集積計画の決定について (5) 「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」の実施および今後の対応についてにつきまして、協議しました。
議長	<p>それでは本日の議題は、</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」1議案4件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」1議案1件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」1議案12件</p> <p>日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」1議案1件</p> <p>日程5 議案第5号「生産緑地法従事者証明」1議案2件</p> <p>日程6 議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定」</p> <p>合計6議案となります。なお、日程1「農地法第3条（委員会）」の申請番号60番が取下げになりました。また、先月保留再審議となった農地法第3条（委員会）申請番号57番も取下げになりました。次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号6番高橋公彦委員、7番萩原勝委員、8番星野治三郎委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は、挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。続きまして、会議規則第10条の規定に基づき、農業委員は自己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に一時退室をいたします。なお、退室後次の議事に入る前には、入室の確認をいたします。それでは、議事にはいります。日程1議案第1号、「農地法第3条（委員会）について」を議題といたします。申請番号58番、59番、61番、62番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第1号「農地法第3条（委員会）について」、申請が4件あったので、</p>

審議を求める。議案書の1頁をご覧ください。申請番号58番、59番、61番については、譲受人が同一なため一括で説明いたします。昨年度の新規就農者です。申請理由は、経営規模の拡大です。住民登録地は武蔵野市ですが、市内に居所があります。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁から3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。次に、申請番号62番について、申請理由は、経営規模の拡大です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長 おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求めます。次に事前審査委員より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。
(なしの声あり)

議長 異議なしと認め、申請番号58番、59番、61番について、担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。

推進委員 申請番号58番、59番、61番について、令和元年12月11日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。

議長 次に、申請番号62番について担当地区の横川浩之推進委員より意見を求めます。

推進委員 申請番号62番について、令和元年12月13日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。

議長 次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号17番小久保静夫委員より申請番号58番、59番、61番、62番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号58番、59番、61番、62番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有

	<p>農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
	<p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号58番、59番、61番、62番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p>
	<p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申請番号58番、59番、61番、62番を許可と決しました。次に、日程2議案第2号、「農地法第4条(知事)について」を議題といたします。申請番号19番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第4条(知事)について」、許可申請が1件あったので、審議を求めます。議案書の2頁をご覧ください。申請番号19番について、申請理由は、安定収入を得るため太陽光発電設備を設置するものです。案内図は5頁、詳細図6頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の決済済証明書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。申請地は埋め立て等を行わず設置するため、農地への土砂の流失等の被害はありません。雨水は、敷地内浸透処理です。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり、農地区分は第2種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号19番について、担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号19番について、令和元年12月11日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号17番小久保静夫委員より申請番号19番の事前審査の報告を求めます。</p>

委員	<p>申請番号19番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ問題はないと報告をうけております。また、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できたことから、事前審査委員4人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号19番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第2号、「農地法第4条(知事)」申請番号19番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程3議案第3号「農地法第5条(知事)」を議題といたします。申請番号72番から83番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号「農地法第5条(知事)について」、許可申請が12件あったので、審議を求めます。議案書3頁をご覧ください。申請番号72番について、議案第2号農地法第4条申請番号19番の関連案件です。転用計画は、太陽光発電整備の設置工事に伴い、搬入等の工事用仮設通路として使用するための一時転用です。一時転用期間は6か月です。案内図は7頁、詳細図は8頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農地の一時転用については、土地改良区発行の地区除外証明書が添付されています。被害防除措置として鉄板養生を行います。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号73番について、申請法人は自動車・鋼材・鉄スクラップの保管等を営んでいます。転用計画は、事業の拡大に伴い資材置場の敷地拡張です。案内図は9頁、詳細図は10頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。該当する土地改良区はありません。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、ブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号74番について、申請法人は太陽光の発電事業等を営んでいます。</p>

申請理由は、太陽光発電設備の設置です。案内図は11頁、詳細図12頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。被害防除措置として農地との境界部は、フェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金については、自己資金として残高証明書及び融資資金として融資証明書が添付されています。申請書は整い、申請地周辺は、集团的農地が10ヘクタール未満であり第2種農地と考えられます。申請番号75番について、転用計画は、自己用住宅を建築するためです。案内図13頁、詳細図14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。令和元年8月23日当初除外です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南西側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併処理浄化槽で処理後、側溝に排水する計画です。資金計画については、融資資金として融資証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。申請番号76番について、申請法人は、建築業を営んでいます。申請理由は、令和元年12月16日に許可を受けた隣接地の工場の建築工事にあたり、現場事務所、資材置場を設置するための一時転用です。一時転用期間は13カ月です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書及び地区除外証明書が添付されています。接続道路は、南側道路に接続しています。被害防除措置として敷鉄板を設置します。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号77番について、申請法人は、建設業を営んでいます。申請理由は、令和元年12月16日に許可を受けた隣接地の工場の建築工事にあたり、用排水路の整備工事に伴い、資材置場の搬出入路及び施工ヤードとして利用するための一時転用です。一時転用期間は2カ月です。案内図は17頁、詳細図は18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書及び地区除外証明書が添付されています。被害防除措置として敷鉄板を設置します。資金については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号78番について、転用計画は、

畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後は小麦を作付けする計画です。案内図は19頁、詳細図は20頁から23頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6カ月間です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。申請書は整っております。申請番号79番について、申請法人は、運送業を営んでいます。転用計画は、既存の駐車場が使用できなくなるため、駐車場の移転です。案内図は25頁、詳細図は26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては証明書が添付されています。令和元年6月7日駐車場で公告済です。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、フェンスを設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号80番について、申請法人は建設業等を営んでいます。転用計画は、業務の拡大に伴い資材置場の設置です。案内図は27頁、詳細図は28頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は東側の道路に接続しています。隣接する農地はありません。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。申請番号81番について、申請法人は、新たに中古車業を行うため、販売車両の保管・管理のための資材置場の設置です。中古車取扱い業の免許については、現在申請中です。案内図は29頁、詳細図は30頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側及び南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロック及びネットフェンスを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。また、農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えられます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に

意見を求めます。申請番号 82 番について、転用計画は、申請法人は、畑として利用するための依頼を受け、この度の農地改良工事の申請に至ったものです。改良後はいちご、トマト等を作付けする計画です。案内図は 31 頁、詳細図は 32 頁から 33 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から 4 カ月間です。農用地の利用については、適合証明書が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。また、申請面積が 30 アール以上のため、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。申請書は整っております。申請番号 83 番について、申請法人は建設業等を営んでいます。転用計画は、資材置場の敷地拡張です。案内図は 35 頁、詳細図は 36 頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側、南側の道路に接続しています。被害防除措置として農地との境界部は、コンクリートブロックを設置します。資金計画については、自己資金として残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が 10 ヘクタール未満であり、第 2 種農地と考えられます。

議長

次に、申請番号 72 番、83 番について、担当地区の金重一夫推進委員より意見を求めます。

推進委員

申請番号 72 番、83 番について、令和元年 12 月 11 日午前 9 時 30 分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。

議長

次に申請番号 78 番について、担当地区の新井武推進委員より意見を求めます。

推進委員

申請番号 78 番について、令和元年 12 月 4 日午前 9 時 30 分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。担当地区外の申請人保有農地についても農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているため、問題なしと報告をうけております。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。

議長

次に、申請番号 80 番について担当地区の横川浩之推進委員より意見を求め

推進委員	<p>ます。</p> <p>申請番号 80 番について、令和元年 12 月 13 日午前 9 時 30 分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及び担当地区内の申請人保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に、事前審査委員より報告を求めます。議席番号 17 番小久保静夫委員より申請番号 72 番から 74 番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号 72 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ問題はないと報告をうけております。また、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できたことから、事前審査委員 4 人で合議により許可と決しました。申請番号 73 番、74 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できたことから、事前審査委員 4 人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>次に、議席番号 18 番市川大倫委員より申請番号 75 番から 80 番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号 75 番から 77 番、79 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できたことから、事前審査委員 4 人で合議により許可と決しました。申請番号 78 番、80 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ問題はないと報告をうけております。また、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できたことから、事前審査委員 4 人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>次に、議席番号 1 番川鍋信一委員より申請番号 81 番から 83 番の事前審査の報告を求めます。</p>

委員	<p>申請番号 8 1 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。申請地の現地調査等を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員 4 人で合議により許可相当であると決しました。ただし、先ほどの事務局の説明のとおり、中古車取扱いの免許について、現在申請中のため、中古車取扱いの免許の取得を確認する旨、意見書に記載することと決しました。次に、申請番号 8 2 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地及び申請人保有農地に関し担当地区推進委員に意見を求めたところ問題はないと報告をうけております。また、申請地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できました。よって、当該申請については、事前審査委員 4 人で合議により許可相当とすることと決しました。申請番号 8 3 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示ししたとおりです。申請地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認できたことから、事前審査委員 4 人で合議により許可と決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりします。申請番号 8 1 番について、事前審査委員より、意見を付する必要があると報告がありました。よって、申請番号申請番号 7 2 番から 8 0 番、8 2 番、8 3 番と、8 1 番を別に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。採決にはいります。申請番号 7 2 番から 8 0 番、8 2 番、8 3 番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。議案第 3 号、「農地法第 5 条（知事）」申請番号 7 2 番から 8 0 番、8 2 番、8 3 番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。また、申請番号 8 2 番につきましては、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、申請番号 8 1 番については許可相当とし、ただし、事前審査委員の報告のとおり意見を付することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)</p>

議長	起立全員です。よって、申請番号 8 1 番は、許可相当と決しました。ただし、意見を付します。また、農地法第 5 条第 3 項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。次に、日程 4 議案第 4 号「租税特別措置法適格者証明について」を議題といたします。申請番号 3 1 番について、事務局より説明を求めます。
事務局	議案第 4 号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が 1 件あったので、審議を求めます。議案書 7 頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税（贈与税）納税猶予制度を受けている方が、3 年毎に引続きこの特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号 3 1 番について、案内図は 3 7 頁 3 8 頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明があったものです。継続申請です。申請者が経営主で年間従事日数は 2 5 0 日です。
議長	次に申請番号 3 1 番について、担当地区の野村三男推進委員より意見を求めます。
推進委員	申請番号 3 1 番について、令和元年 1 2 月 1 0 日午前 9 時 3 0 分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地の現地調査を実施したところ、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。
議長	次に議席番号 1 番川鍋信一委員より申請番号 3 1 番の事前審査の報告を求めます。
委員	申請番号 3 1 番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第 2 条の 2 で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員 4 人で合議により証明することと決しました。
議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。おはかりいたします。申請番号 3 1 番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

議長	<p>(全員起立)</p> <p>起立全員です。議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」申請番号31番について証明書を発行することと決しました。次に、日程5議案第5号「生産緑地法従事者証明」を議題といたします。申請番号7番、8番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号「生産緑地法従事者証明について」証明願が2件あったので、審議を求めます。議案書の10頁をご覧ください。生産緑地に指定された市街化区域内の農地は、一般農地としての課税になりますが、基本的にこれを解除することができなくなり、開発行為が制限されるなどの制約を受けます。ただし、一定の事由が発生した場合に、生産緑地法の第10条の規定により市に対して買い取りの申し出をすることができるようになっています。当該議案の証明願につきまして、生産緑地法第10条の規定に基づく生産緑地の買い取り申出をするため、「春日部市生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行規程」に基づき「農業の主たる従事者」としての要件を満たしていることを証明するものです。申請番号7番、8番について、関連案件のため、一括で説明します。申請番号7番、8番は、第111号生産緑地地区の全部です。案内図は39頁及びスクリーンをご覧ください。申請理由は対象者が農業従事日数70日でこれまで農業を営んでおりましたが、平成31年1月2日に死亡したことにより、申請人が、農業を続けられないため、この度の申請に至ったものです。</p>
議長	<p>次に申請番号7番、8番について、担当地区の島田定夫推進委員より意見を求めます。</p>
推進委員	<p>申請番号7番、8番について、令和元年12月5日午前9時30分より農業委員と推進委員と事務局職員で申請地及の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ報告いたします。</p>
議長	<p>次に議席番号1番川鍋信一委員より申請番号7番、8番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号7番、8番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員はお示しのとおりです。担当地区推進委員に意見を求めたところ問題ないと報告を受けており、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から当該申請については事前審査委員4人で合議により証明することと決しました。</p>

議長	これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第5号「生産緑地法従事者証明」を原案のとおり決定しました。次に、日程6議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。
事務局	議案第6号「春日部市農用地利用集積計画の決定について」、議案書11頁をご覧ください。春日部市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農地利用集積計画の案について決定を求められたため、審議を求めらるるものです。11月の全員協議会で説明をし、意見の聴取を依頼した結果、意見はありませんでした。
議長	おはかりいたします。本案につきましては、計画番号14番、33番、34番、57番、143番から145番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、先に審議することに異議ございませんか。 (なしの声あり)
議長	異議なしと認めます。計画番号14番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号17番小久保静夫委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。 (休憩)(委員退室)
議長	休憩前に引き続き、会議を開会します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。 (なしの声あり)
議長	質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号14番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。 (全員起立)
議長	起立全員です。よって、議案第6号、計画番号14番を原案のとおり決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。 (休憩)(委員入室)
議長	休憩前に引き続き会議を開会します。計画番号33番、34番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号3番鈴木宏委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。

議長	<p>(休憩) (委員退室)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開会します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号33番、34番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第6号、計画番号33番、34番を原案のとおり決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開会します。計画番号57番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号14番前島喜一委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩) (委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開会します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号57番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第6号、計画番号57番を原案のとおり決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p> <p>(休憩) (委員入室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き会議を開会します。計画番号143番から145番について、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号8番星野治三郎委員退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。</p> <p>(休憩) (委員退室)</p>
議長	<p>休憩前に引き続き、会議を開会します。これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号143番から145番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第6号、計画番号143番から145番を原案のとおり決定しました。この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。</p>

議長	<p>(休憩) (委員入室)</p> <p>休憩前に引き続き会議を開会します。これより計画番号1番から13番、15番から32番、35番から56番、58番から142番、146番から161番について質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p>
委員	<p>議席番号18番市川です。農用地利用集積計画の一覧にある「※」の表記はどのような意味ですか。</p>
農業振興課	<p>貸付人が死亡し、相続人が確定していないため、相続人代表者名を記載している方です。</p>
議長	<p>ほかにありますか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑等なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。計画番号1番から13番、15番から32番、35番から56番、58番から142番、146番から161番を原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって、議案第6号、計画番号1番から13番、15番から32番、35番から56番、58番から142番、146番から161番を原案のとおり決定しました。次に、日程7報告第1号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」日程8報告第2号「農地法第4条(届出)」日程9報告第3号「農地法第5条(届出)」日程10報告第4号「農地法第5条買受適格者証明(届出)」日程11報告第5号「違反転用事案報告」につきましては、議案書の23ページから31ページにお示しのとおりです。次に、農業委員会事務局次長より追加の報告があります。</p>
事務局	<p>追加報告を1件させていただきます。</p> <p>(事務局；資料配布)</p> <p>ただいまお配りしました資料をご覧ください。報告第6号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」さいたま地方法務局春日部出張所登記官より農地転用事実に関する照会があったため、別紙のとおり回答したので報告する。次ページが回答書、次のページが照会書でございます。今回、初めて報告させていただくため内容について説明させていただきます。農地を農地以外の地目へ変更するには、農地に該当しない旨の証明書又は転用許可があったことを証する書面の添付が必要であります。これらの書類なしに地目変更登記申請が行われた場合、農地の無断転用を防止するため、登記官から農業委員会に対し、転用許可の有無、土地の現状その他農地転用に関する事実について照会がされるものです。登記官から照会があった場合、農業委員</p>

会は転用許可の有無を確認し、転用許可を受けていない場合には、転用許可を要するものか否かを確認するとともに、原則として農業委員3人以上と事務局職員により現地調査を行い、現況が農地であるか否かを確認することとなっております。さらに、転用許可を要する案件で、転用許可を受けずに転用行為が行われている場合は、直ちに農林振興センターに報告し、原状回復命令を発するかどうかを確認し、登記官が照会した日から2週間以内に回答するものです。今回、12月17日付で照会があり、転用許可が無かったことから、12月20日に事前審査委員と事務局で現地調査を行いました。現地は、雑木等が生え山林の様相を呈し、本年12月12日付で農振農用地域から当初除外されていることから「非農地」と回答したものでございます。

議長 以上で議案は終了しました。次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。次に、その他でございますが何かありますか。

(なしの声あり)

議長 次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、2019年第12回総会を閉会いたします。なお、全員協議会を11時30分から同会場で開催いたします。

閉会（午前11時15分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

署名者の職・氏名

議長 会長職務代理

農業委員 番

農業委員 番

農業委員 番